

令和6年第5回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年5月15日(水)午後1時29分から午後2時19分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 8名

農地利用最適化推進委員 1名

| 農業委員 | | |
|------|-------|----|
| 番号 | 氏名 | 出欠 |
| 1番 | 星 美代子 | 出席 |
| 2番 | 阿部 謙一 | 出席 |
| 3番 | 菅野 昌孝 | 出席 |
| 4番 | 川上 敦史 | 出席 |
| 5番 | 永澤 広美 | 出席 |
| 6番 | 荒 勇一郎 | 欠席 |
| 7番 | 後藤 一茂 | 出席 |
| 8番 | 阿部 庄一 | 出席 |
| 9番 | 清野 敏興 | 出席 |
| 10番 | 鈴木 功 | 出席 |

| 農地利用最適化推進委員 | | |
|-------------|-------|----|
| 担当区 | 氏名 | 出欠 |
| 1区 | 鈴木 文雄 | 出席 |
| 2区 | 目黒 敏雄 | 出席 |
| 2区 | 横山 智 | 出席 |
| 3区 | 岡田 義隆 | 出席 |
| 3区 | 加藤 博 | 出席 |
| 4区 | 小野 裕康 | 出席 |
| 5区 | 中村 雄志 | 欠席 |
| 6区 | 石田 敏裕 | 出席 |
| 7区 | 吉田 栄喜 | 出席 |
| | | |

4. 議事録署名委員

| 番号 | 氏名 |
|----|-------|
| 3番 | 菅野 昌孝 |
| 4番 | 川上 敦史 |

5. 職務のため総会に出席した者

| 職 | 氏名 |
|-------|-------|
| 事務局長 | 加藤 伸二 |
| 事務局次長 | 菅野 正浩 |
| 農地係長 | 常陸 浩一 |

6. 議事

報告第 1号 令和6年第5回総会までの主な行事について

議案第18号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について

議案第21号 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会 長 　　ただいまより令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、3番 菅野昌孝委員と4番 川上敦史委員にお願いします。

　　なお、欠席は、6番 荒勇一郎委員と第5区 中村雄志委員であります。それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和6年第5回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　1ページをご覧ください。

　　報告第1号 令和6年第5回総会までの主な行事について、ご報告いたします。

　　4月25日、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選事務研修会がWEB会議で開催され、役場において菅野次長が出席しております。

　　5月2日、農業者年金業務前期説明会が福島市において開催され、菅野次長、常陸係長が出席しております。

　　5月9日、5月10日、農業委員会業務説明会が福島市において開催され、私が出席しております。

　　5月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、清野職務代理、阿部謙一委員、目黒委員、横山委員、事務局で調査を実施しております。

　　5月13日、農業委員選考委員会を役場で開催し、鈴木会長、事務局が出席しております。

　　5月14日、前期農業委員会会長・事務局長研修会が福島市で開催され、鈴木会長と私が出席しております。

　　以上でございます。

会 長 　　ただ今、事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　議案第18号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から5番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第18号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から5番をご説明いたします。

2ページをご覧ください。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり5,000円で貸し付ける計画であります。

2番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

3番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は全部で5,000円で貸し付ける計画であります。

4番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

5番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり5,000円または、米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長

異議なしと認め、議案第18号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から5番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を事務局より説明を求めます。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は4ページ、資料は1ページから3ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は駐車場であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、上水道と下水道が埋設されている幅員4m以上の道路に接しており、さらに半径500m以内に医療施設もしくは教育施設が2つ以上、具体的には福田小学校と福田保育所があることから第3種農地と判断されます。よって、許可の条件は満たしていると考えております。

2番について説明いたします。議案は5ページ、資料は4ページから6ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は個人住宅であります。権利の移動は使用貸借権設定で貸借期間は20年間あります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、集団の高い農地と連たんしているため、第1種農地となります。しかし、申請地周辺は集落を形成しており、その集落と申請地の距離が最小限であることから、許可の要件は満たしております。

3番について説明いたします。議案は6ページ、資料は7ページから10ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

4番について説明いたします。議案は7ページ、資料は11ページから14ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

5番について説明いたします。議案は8ページ、資料は15ページから18ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

6番について説明いたします。議案は9ページ、資料は19ページから22ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

7番について説明いたします。議案は10ページ、資料は23ページから25ページになります。設定人と被設定人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電施設用地への搬入路であります。権利の移動は使用貸借権の設定で貸借期間は農地法許可日から令和7年2月9日までであります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地がなかったことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、5月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部(謙)委員 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、5月10日に清野敏興職務代理、目黒敏雄委員、横山智委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案4ページと資料の1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページの記載とおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を説明いたします。議案5ページと資料の4ページから6ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載とおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

3番を説明いたします。議案6ページと資料の7ページから10ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の7ページから8ページの記載とおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

4番を説明いたします。議案7ページと資料の11ページから14ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の11ページから12ページの記載とおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

5番を説明いたします。議案8ページと資料の15ページから18ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の15ページから16ページの記載とおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

6番を説明いたします。議案9ページと資料の19ページから22ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の19ページから20ページの記載とおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

7番を説明いたします。議案10ページと資料の23ページから25ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の23ページから25ページの記載とおりで、平たんな土地であります。また、現地のす

ぐそばには農業用倉庫があり、農機具の出し入れするための農業用通路として使われております。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第19号の1番から7番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

菅野委員 3番から7番は譲受人、被設定人である事業者が同じで、防除施設の概要のところで、何かあった場合の対応が3番と4番は事業者が責任をもって対応となっているが、5番、6番、7番は事業者の親会社が責任をもって対応となっている、何か違いがあるのか。

事務局 責任の所在の部分ですが、基本的には事業者が責任を負うこととなっております。事業者の担当者や行政書士による書き方の違いかと思えます。3番、4番と5番、6番を作成した行政書士が違うため、書き方の違いが生じたものかと思えます。どちらも基本は事業者、事業者の親会社となっているため責任の所在が定まっているので問題はないものと考えております。

菅野委員 構造上の理由、5番と6番は日照への支障を考慮して高さを1.5m以内にするるとあるが、そういった違いで責任の所在も違ってくるものなのか、そういったことは関係ないということなのか。

事務局 5番と6番は周辺農地の日照に配慮し、高さを1.5m以内にするものです。構造上の理由で責任の所在が違うということではありません。

菅野委員 営農型だと高さの規制があるようだが、そういったこととも関係ないということでしょうか。

事務局 営農型の場合は、農作業用の機械が入れるよう高さ2m以上とされております。今回の場合は周辺農地の日照に配慮し高さを1.5m以内とするものです。

菅野委員 私が一番心配するのは、将来トラブルが発生した場合、責任の所在は何処か

となった場合に、事業者やその親会社となっていることで問題が生じることはないのかということです。問題はないということによろしいですか。

事務局　　これまで農業委員会として責任の所在を示すように指導してきております。こうした中で、3番、4番については事業者、5番、6番は親会社となったものと考えております。

菅野委員　　構造上の理由などで、5番、6番は事業者のノウハウがないから親会社となっているということで解釈していましたが、そうではないということですね。

事務局　　そういうことではないと解釈しております。

吉田委員　　3番から6番までは売買で永年、7番は賃貸借で一時的なものであるが、売買した後の地目はどうなるのか。

事務局　　3番から6番までは農地法5条の規定による許可申請ですので、農地を農地以外のものとして利用するものです。許可後は、農地法の適用から外れることとなります。7番は5番、6番を施工する際の搬入路として一時的に農地を利用するもので、利用後は農地となります。

会　　長　　他にございませんか。

[発言する人なし]

会　　長　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会　　長　　異議なしと認め、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

会　　長　　議案第20号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について、1番から129番を事務局より説明を求めます。

事務局　　議案第20号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について、1番から129番を説明いたします。

これにつきましては、平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農

村振興局長通知「農地法の運用について」において、「利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど、農地として利用が見込まれない場合は、農地に該当しない旨の判断を行うこと」という規定に基づき、農地に該当しない旨の審議を行うものであります。

議案の11ページから16ページをご覧ください。

今回、議案に記載されております農地は、現地調査を行なった結果、129筆、71566.49㎡が山林、原野化しており農地へ復元が不可能と判断し提出いたしました。本総会で承認されれば、非農地一覧表を作成し、福島県、新地町、福島地方法務局へ送付するとともに、所有者に「非農地通知書」を送付し登記簿地目の変更登記を行なうよう要請します。

以上でございます。

会 長 この件の1番から16番に関しましては、2月2日に、現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

鈴木(文)委員 2月2日、鈴木功会長、永澤広美委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

1番から16番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございました。

17番から41番に関しましては、2月20日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

目黒委員 2月20日、荒勇一郎委員、横山智委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

17番から41番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございました。

42番から43番に関しましては、2月22日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

加藤委員 2月22日、清野敏興会長職務代理、岡田義隆委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

42番から43番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。

44番から91番に関しましては、2月26日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

小野委員 2月26日、菅野昌孝委員、川上敦史委員、中村雄志委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

44番から91番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、農地に復元するには物理的な条件整備が著しく困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。

92番から106番に関しましては、3月12日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

石田委員 3月12日、阿部庄一委員、阿部謙一委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

92番から106番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。

107番から129番に関しましては、2月27日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

吉田委員 2月27日、後藤一茂委員、星美代子委員、私と事務局で現地調査した結果

について報告いたします。

107番から129番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。質疑に入る前に、何か補足意見があれば、お願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは、議案第20号の1番から129番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

阿部(庄)委員 93番については、所有者が亡くなっていると思うが。

常陸係長 93番については、所有者が亡くなっていることは把握しております。非農地判断を行う際は、国と県から指導がありまして、相続人が不明な土地であっても、町部局及び法務局に通知すれば、それでもって判断と見なしてよいとなっており、これに基づき非農地判断を行うものです。

会 長 ここで、暫時休議いたします。

休議 14:12

再開 14:15

会 長 再開いたします。他に何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 質問もないようですので、議案第20号の1番から129番を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第20号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について、1番から129番を原案のとおり承認し、所有者へ

非農地通知書を発行いたします。また、新地町長、福島県知事、福島地方法務局相馬支局長へ非農地判断した旨の通知を送付いたします。

会 長 議案第21号 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第21号 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、説明いたします。

これについては、令和4年2月25日付けの農林水産省経営局長及び農地政策課長通知に基づき、農地等の利用における最適化の推進を図るため、年度ごとに最適化活動の目標の設定し、翌年度に点検・評価を推進状況と事務の実施状況として公表することが義務付けられております。

令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、最適化活動の目標とその数値は令和5年4月17日に開催されました令和5年第4回新地町農業委員会総会において議決されたものであります。

議案の17ページから23ページが農地利用最適化の推進状況と事務の実施状況の内容であります。

なお、農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況は、議決された場合、福島県知事と福島県農業会議へ報告するとともに、全国農業会議のホームページにも掲載する予定であります。

以上でございます。

会 長 議案第21号について、質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 質問もないようですので、議案第21号を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第21号 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について承認し、福島県知事と福島県農業会議へ報告いたします。

会 長 これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第5回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。